

1 緑の基本計画について

1-1) 「緑の基本計画」とは？

「緑の基本計画」は、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを市町村が定める基本計画です。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができます。(都市緑地法第四条)

策定の際には、公聴会の開催など住民の意見を反映するために必要な措置を講ずるよう、また、計画は公表するよう努めることになっています。

1-2) 計画の系譜・位置付け・目標年次

① 計画の系譜

旭川市では、昭和59年(1984年)に各種緑化施策の指針となる「旭川圏緑のマスタープラン」を策定し、昭和62年(1987年)に「グリーン旭川21計画」、平成4年(1992年)には「旭川市総合緑化計画」を策定して、緑地の保全及び緑化の推進に努めてきました。

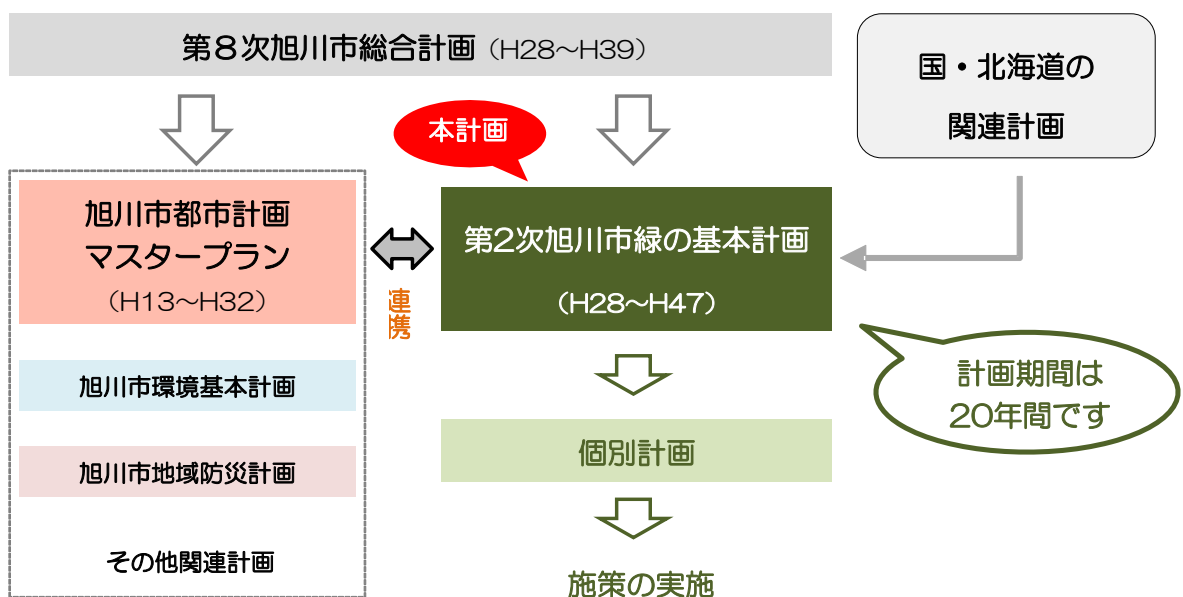
現在の緑の基本計画は、都市緑地法に基づく法定計画として、旭川市の緑の将来像を定める緑に関する総合計画として平成8年(1996年)策定され、平成17年度(2005年度)と平成22年度(2010年度)に見直しがされています。

② 計画の位置付け

旭川市緑の基本計画は、「第8次旭川市総合計画」を具体化する部門別計画のひとつと位置付けられるものです。

③ 計画の目標年次

本計画の目標年次は、20年後の平成47年(2035年)とします。なお、おおむね中間年に計画の見直しを行います。

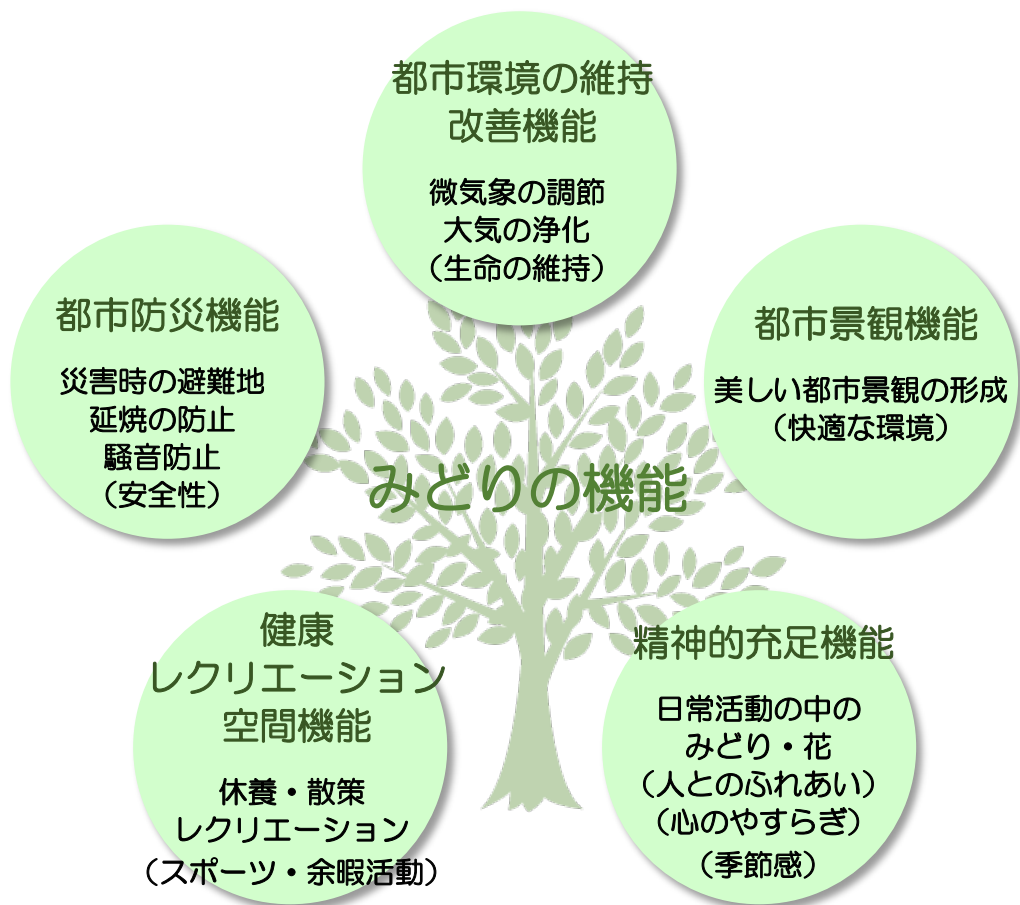


1-3) 緑の基本計画策定の意義

緑の基本計画は、①みどりのはたらきを理解し、②計画制度の変遷と③わが国のみどりの政策的課題を踏まえ、計画づくりを進めていく必要があります。

① みどりのはたらき

みどりは、私たちの生活と深く結びつき、都市空間に快適な環境を創出するために最も大きな要素の一つです。都市におけるみどりの役割や機能は、大きく次の5つに区分することができます。



また、都市空間におけるみどりは、このような機能的な役割以外にも、絵画や写真作品などの芸術のモチーフとなったり、コミュニティのシンボル、あるいは都市文化の成熟度の指針とされるなど、大きな意味を持っています。みどりは、誇りと愛着のあるまちづくりにとって不可欠なものです。

② 制度の変遷

「緑の基本計画」に関する国の制度は、次の変遷を経ていきます。

- H6 「都市緑地保全法」改正による緑の基本計画制度の創設
- H16 「都市緑地法」へ名称改正，緑の基本計画の項目拡大
(上記を受けてH17に現旭川市緑の基本計画を見直し)
- H23 都市緑地法運用指針の参考資料として「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を公表
- H25 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」によると都市緑地法の一部改正及び都市緑地法運用指針の改正
(都市における緑地の保全及び緑化の推進の意義，地方公共団体の任務等，社会資本整備総合交付金の緑地保全等事業の活用，特別緑地保全地区に関する事項等)

③ わが国の緑に係る政策的課題

市の計画は，平成8年(1996年)に策定され，平成17年(2005年)に一部改定されましたが，計画目標年次の平成27年度(2015年度)を控え，新たな展望に基づく計画策定が必要です。全国的なみどりとオープンスペースに係る政策課題としては，次の項目が挙げられます。

●都市再生への対応

ゆとりと潤いにおいに欠ける市街地，災害に脆弱な都市構造の改善等都市を再生していくことに重点を移すことが必要です。

●地球環境問題等への対応

地球温暖化の防止，ヒートアイランド現象の緩和，生物多様性の確保等に資する都市における緑とオープンスペースの確保は国家的な課題です。

●豊かな地域づくりへの対応

地域の資源，文化と一体となる緑とオープンスペースは，地域の活性化，観光，地域間の交流・連携のための資源として大きな役割を果たします。

●参画社会への対応

緑とオープンスペースの保全，創出，管理のそれぞれの段階で，地域住民やNPO等の参画による協働のための場づくり，仕組みづくりが必要です。

(出典：国土交通省ホームページより)